

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1201
構造改革特区において実施可能な特例措置	公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間の短縮
特例措置を講じるに当たっての条件	特区制度の趣旨・目的に沿うような用途変更、権利の移転・設定であって、埋立地の利権化及び乱開発を目的とするものでないこと並びに環境保全上著しく影響を及ぼすものではないこと。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの緩和による公有水面埋立地の利用の促進事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	-		
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>公有水面埋立法第29条第2項及び第27条第2項の許可基準の一つである「已むことを得ざる事由あること」については、これまで、用途変更の場合には、「埋立を行った者自らの原因ではなく、社会・経済状況の変化による外部的要因による場合」、権利の移転・設定の場合には、「会社の経営不振により継続的な土地利用が困難と認められる場合」等に限定するなど、極めて厳格に運用している。</p> <p>また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで約1月を要している。</p>		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>「已むことを得ざる事由あること」については、早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図るものであって、環境保全上著しく影響を及ぼすものでないもの並びに埋立地の利権化及び乱開発を目的とするものでないものに限り該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間（土日祝祭日を除く。）とする。</p>	<p>・「環境保全上著しく影響を及ぼすものでないもの」、「埋立地の利権化及び乱開発を目的とするものでないもの」とは何か具体的に示されたい。</p>	<p>・「環境保全上著しく影響を及ぼすものでないもの」とは、用途変更後の土地利用が国又は地方公共団体が定めた環境基準を超える可能性があるものではないことである。 また、「埋立地の利権化及び乱開発を目的とするものでないもの」とは、土地を利用せずに投機のみを目的とするものではないこと及び住環境や自然環境の保全を考慮せずみだりに行う開発ではないことである。</p>
<p>実施主体</p>	<p>用途変更については、埋立地の所有権を取得した者、権利の移転・設定については、埋立地の権利の移転・設定の当事者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>当該地域内における竣功認可の告示後10年以内の埋立地において、埋立地の有効利用によって、臨海部の活性化を促進する必要がある地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>特になし</p>		
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>		

## 1. プログラム別表1の該当部分

番号	1202
構造改革特区において実施可能な特例措置	公有水面埋立地における用途変更が可能な用途の通知による明確化
特例措置を講じるに当たっての	-

## 2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	用途変更が可能な用途の明確化による公有水面埋立地の利用の促進事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号)		
特例を講ずべき法令等の現行規定	埋立地の用途は、埋立てによって造成される土地の利用を特定したものであり、免許にあたり、埋立ての必要性を判断するうえで最も重要な事項の一つであることから、なるべく具体的に特定する必要がある。このため、埋立地の用途については港湾計画の土地利用区分より詳細な区分を行い、工業用途については、総務省日本標準産業分類の大分類又は中分類により定めている。		
特例措置の内容	特区内において、現在の産業分類にない新しい産業が立地してくることも考えられ、埋立地の用途については、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用に対応する用途として、例えばリサイクル産業が立地できるような用途等を例示する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「を例示する」ではなくて「の例示を追加する」ではないか。</li> <li>・「用途等」の「等」は削除すること。</li> <li>・その他のものについて例示はできないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例示の追加ではなく、用途を示すこととする。</li> <li>・了解した。</li> <li>・リサイクル産業以外の要望が地方公共団体からなかったため、その他のものは特に例示しない。</li> </ul>

【検討要請への回答】

実施主体	埋立地の所有権を取得した者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	当該地域内における竣功認可の告示後10年以内の埋立地において、埋立地の有効利用によって、臨海部の活性化を促進する必要がある地域		
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1203
構造改革特区において実施可能な特例措置	行政財産である港湾施設の民間への貸付け可能化
特例措置を講じるに当たっての条件	構造改革特区地域内の重要港湾において、特定の公共埠頭の一体的・効率的な運営事業を行おうとする民間事業者が、事業計画を作成し、公共性を担保するための手続を経た上で、港湾管理者が当該

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	特定埠頭運営効率化推進事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	港湾法第54条第1項、第55条第1項 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項 沖縄振興特別措置法第108条第6項、第8項	・ 国有財産法18条1項、地方自治法238条の4第1項、民法614条、借地借家法3条及び4条、港湾法46条の特例ではないのか。	本特例については、原案記載の法律の特例である旨の内閣法制局のご理解を得ているところである。なお、その際の理由のポイントは以下のとおり。 (理由) 1. 「特定埠頭(行政財産)の貸付制度」について 港湾法等は、国有財産法上の行政財産である港湾施設を港湾管理者に管理委託しなければならないこと(港湾法第54条第1項等)や港湾管理者が地方自治法上の普通財産である港湾施設を貸し付けようとするときは国土交通大臣の認可が必要であること(港湾法第46条第1項)を規定していることから明らかなように、港湾施設に関する国有財産法及び地方自治法の特別法として位置付けられているところである。

【検討要請への回答】

			<p>2. 「特定埠頭運営効率化推進事業」について          本事業の目的は、特定埠頭の効率的な運営、ひいては当該港湾の効率的な運営の実現を図ることであり、「港湾の適正な運営を図る」という港湾法の目的と合致するものであることから、港湾法の特例として位置付けることが適当である。          注) 港湾法等 = 港湾法、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律、沖縄振興特別措置法</p>
<p>特例を講ずべき法令等の現行規定</p>	<p>港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抜粋）          第五十四条 前条に規定する場合の外、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）は、国土交通大臣（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条の規定による普通財産については財務大臣）において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。          第五十五条 港湾管理者が設立されたときは、その時において国の所有又は管理に属する港湾施設で、一般公衆の利用に供するため必要なもの（航行補助施設を除く。）は、港湾管理者に譲渡し、貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p>	<p>・ 同上</p>	<p>同上</p>

	<p>北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）（抜粋）</p> <p>第四条</p> <p>2 前条第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、公用のため国において必要なものを除き、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、これを港湾管理者に管理を委託しなければならない。</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抜粋）</p> <p>第一百八条</p> <p>6 第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。</p> <p>8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。</p>		
--	--	--	--

<p>特例措置の内容</p>	<p>構造改革特別区域内の重要港湾において、特定埠頭運営効率化推進事業を行おうとする者（ 1 ）のうち、港湾管理者が、公共性を担保するための手続（ 2 ）を経た上で一定の要件（ 3 ）に該当するものとして認められた者に対し、行政財産である特定埠頭（ 4 ）を一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにする。</p> <p>1 以下の内容を記した申請書を港湾管理者へ提出する          当該事業の内容、実施時期、実施に必要な資金の額及びその調達方法等</p> <p>2 公告、縦覧、意見書の提出等</p> <p>3 港湾法第三条の三第一項に規定する港湾計画に適合すること、          当該港湾の効率的な運営に特に資するものであること等</p> <p>4 同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設等の港湾施設</p>	<p>・法律に定められている表現としたうえで、省令に委任されている事項の内容を全て明確にすること。</p>	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の港湾（港湾法第二条第二項に規定する重要港湾に限る。以下同じ。）において、特定埠頭（同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設をいう。以下同じ。）の運営を行う事業で当該港湾の効率的な運営に特に資するものとして国土交通省令で定めるもの（以下「特定埠頭運営効率化推進事業」という。）のうち、当該港湾の港湾管理者（同法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が当該港湾の港湾計画（同法第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。）に適合することその他の国土交通省令で定める要件に該当するものと認められた者（以下「事業者」という。）が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。）である特定埠頭を当該事業者へ貸し付けることができる。</p>
----------------	---	---	--

【検討要請への回答】

			<p>2 上記1の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。</p> <p>3 国有財産法第二十一条、第二十三条及び第二十四条並びに地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は、上記1の規定による貸付けについて準用する。</p> <p>4 上記1の規定により港湾管理者が行政財産である特定埠頭を事業者に貸し付ける場合における港湾法第四十六条第一項の「港湾管理者は、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合はこの限りでない。」の規定の適用については、同項中「、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合」とあるのは、「、貸付けを受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、かつ、その貸付けが三年の期間内である場合、又は構造改革特別区域法第四条第八項の規定により認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた場合」とする。</p>
--	--	--	--

【検討要請への回答】

			<p>5 港湾管理者は、特定埠頭を貸し付ける者が上記1の国土交通省令で定める要件に該当するものと認めるに当たっては、国土交通省令で定めるところにより、公告、縦覧その他の当該貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 上記5に定めるもののほか、特定埠頭の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>省令事項については、港湾管理者等の意見を踏まえ今後検討してまいりたい。</p>
実施主体	特定埠頭運営効率化推進事業を行う者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	重要港湾		
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特区計画に記載された特定埠頭運営効率化推進事業が、構造改革特別区域法第14条で定めるところに適合すると認められること。	<p>・港湾管理者が所定の手続を経ていることではないのか。</p>	<p>「構造改革特別区域計画に記載された特定埠頭運営効率化推進事業が、構造改革特別区域法第14条で定める所定の手続きに則り、港湾計画に適合すること等の要件に該当すると港湾管理者が認める者であること。」に修正する。</p> <p>省令事項については同上。</p>

【検討要請への回答】

<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特定埠頭運営効率化推進事業を行おうとする者が、当該事業の内容、実施時期、実施に必要な資金の額及びその調達方法等を記載した申請書を当該港湾の港湾管理者に提出し、港湾管理者が公告・縦覧、意見書の提出等の公共性を担保する手続を経た上で、港湾法第三条の三第一項に規定する港湾計画への適合、当該港湾の効率的な運営への効果等を認め、地方公共団体が特区計画を作成し内閣総理大臣に申請する。</p>	<p>・当該手続については、特区計画の申請前に必要とされるため、特例措置の内容の欄に記載すること。</p>	<p>「法律に定められている手続き以外は、特になし。」に修正する。</p>
------------------------	--	---	---------------------------------------

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1204
構造改革特区において実施可能な特例措置	自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー（回送運行許可番号標）の表示の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	特区内の各地方運輸局長が運行目的、距離等を総合的に勘案して判断する特定区間の回送運行に限るとともに、車両に傷のつかない回送運行許可番号標を使用するという適切な代替措置が講じられ、当該措置が厳格に担保されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー（回送運行許可番号標）の表示の緩和	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送車両法施行規則第26条の3、第26条の5、第26条の6		
特例を講ずべき法令等の現行規定	回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中回送運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、回送運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによる。		
特例措置の内容	道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者に対し、特区内の特定区間に限り、車両に傷のつかない回送運行許可番号標の使用を認める。	・「使用を認める」の主体は誰か。	国土交通大臣
実施主体	道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者	(その他の内容の整理をまって調整)	

【検討要請への回答】

<p>想定対象地域</p>	<p>国際自動車専用船が発着する港湾埠頭を含む地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>当該区域が、国際自動車専用船が発着する埠頭を含み、かつ、構造改革特別区域法第4条第2項の構造改革特別区域計画に定めた当該特例を適用する運行区間が、主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の整備工場等への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用等に供されていると地方運輸局長が認める要件を満たしていること。</p>	<p>・当該要件はなぜ必要なのか。地方公共団体が認めれば規制の特例が適用されるよう特例措置の内容として記載することで足りるのではないか。制度の枠組みを再検討されたい。 ・なお、「自動車の回送の用等」の「等」とは何か。</p>	<p>国土交通大臣が同意するに当たって、特例措置を適用しようとする当該特区内の個々の運行区間が、主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の整備工場等への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用等に供されているかどうか、地方運輸局長が実態調査のうえ、当該現地の道路や周辺の交通の状況を踏まえ判断する必要があると考えている。 なお、「等」とは、現在関係地方公共団体と調整中ではあるが、整備のための回送（テスト走行）を念頭に置いている。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>当該特例措置を希望する回送運行許可事業者は、従来どおり地方運輸局長から道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行の許可を受けた後、運行目的等を明らかにし、車両に傷のつかない回送運行許可番号標を使用する。</p>	<p>自明のことを記載しているので削除されたい。</p>	<p>管轄の運輸支局長への定期的な許可証の更新手続きの際、貸与を受ける回送運行許可番号標の種類（現行のものと車両に傷のつかない番号標との別）と数を明示する必要があるため。</p>

## 1. プログラム別表1の該当部分

番号	1205
構造改革特区において実施可能な特例措置	重量物輸送の車両総重量規制の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	<p>車両、貨物の特殊性が認められ、かつ、特定のルートを走行すること、道路構造に悪影響を与えないこと、費用負担を含む道路の適切な管理が行われること等について適切な措置が講じられ、当該措置が厳格に担保されること。</p> <p>なお、個別の許可に当たっては、各道路管理者及び各地方運輸局長が車両、貨物の特殊性、代替措置の確実性等について総合的に勘案して判断。</p>

## 2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	重量物輸送支援事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和53年12月1日付け道路交通管理課長通達）等（検討中）	検討中の内容について明らかにされたい。	
特例を講ずべき法令等の現行規定	許可車両の許可限度重量は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める方法により算定する。		

<p>特例措置の内容</p>	<p>各道路管理者が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可を行うに当たり、車両の構造又は積載する貨物が特殊であること、橋・高架の道路等を含まない経路を通行すること、軸重が橋梁の床版の許可限度重量を超えないことの全てが認められる車両で、かつ、提案団体等が舗装の維持、修繕等に要する費用の一部を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の措置が、提案団体の責任において確実に実施されると認められる場合は、車両総重量の最高限度に関する許可要件を緩和する。（検討中）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「車両の構造又は積載する貨物が特殊であること、橋・高架の道路等を含まない経路を通行すること、軸重が橋梁の床版の許可限度重量を超えないことの全てが認められる車両で、かつ、提案団体等が舗装の維持、修繕等に要する費用の一部を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の措置が、提案団体の責任において確実に実施されると認められる」場合において課される要件は何故必要なのか。その実効性はどのように担保されるのか。</li> <li>・許可要件の内容を明らかにされたい。</li> <li>・検討中の内容について明らかにされたい。</li> <li>・「橋・高架の道路等」、「舗装の維持、修繕等」及び「道路管理者に報告すること等」の「等」はそれぞれ何か。</li> <li>・「提案団体」とは何か。</li> <li>・橋を含まないにもかかわらず、橋梁の床版の許容限度重量が要件とされているのは何故か。</li> </ul>	<p>要件の必要性について          （回答）今回の特例措置は「橋、高架の道路等」を通行しないこと等を条件として総重量に関する規制緩和を実現するものであるが、許可限度重量を超える車両が舗装の構造に及ぼす影響等を考慮する必要があることから、舗装の構造の保全や道路交通安全の安全を確保する観点等から必要最低限の要件を付すこととしたもの。</p> <p>要件の実効性の担保について          （回答）構造改革特別区域計画の同意要件又は特殊車両通行許可の条件として担保することを考えている。</p>
----------------	---	---	---

【検討要請への回答】

「橋、高架の道路等」「舗装の維持、修繕等」及び「道路管理者に報告すること等」の「等」はそれぞれ何か

(回答)「橋、高架の道路等」の「等」とは、「橋・高架の道路以外のこれらに類する構造の道路」であり、例えば、ボックスカルバート等の構造物がある。

「舗装の維持、修繕等」の「等」とは、「維持、修繕以外のその他の管理」であり、例えば、補修、補強工事等がある。

「道路管理者に報告すること等」の「等」とは、「実施主体又は特区計画作成団体による道路パトロールの実施、道路管理者と連携した指導取締の実施」などの道路の適切な管理のために必要な行為を想定しているが、具体的な内容については、特区計画作成団体が作成することとなる。

「提案団体」とは何か

橋を含まないにもかかわらず、橋梁の床版の許可限度重量が要件とされているのは何故か。

(回答)上述のとおり、舗装の構造の保全するために必要となる要件を例示的に示したものである。

実施主体	運送事業者等	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	特になし		

【検討要請への回答】

同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし（検討中）	検討中の内容について明らかにされた い。	
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1205
構造改革特区において実施可能な特例措置	重量物輸送の総重量規制の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	<p>車両、貨物の特殊性が認められ、かつ、特定のルートを走行すること、道路構造に悪影響を与えないこと、費用負担を含む道路の適切な管理が行われること等について適切な措置が講じられ、当該措置が厳格に担保されること。</p> <p>なお、個別の許可に当たっては、各道路管理者及び各地方運輸局長が車両、貨物の特殊性、代替措置の確実性等について総合的に勘案して判断。</p>

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	重量物輸送の総重量規制緩和事業	(その他の内容の整理をまって調整)	「重量物輸送支援事業」に変更
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	基準緩和自動車の認定要領について (平成9年9月19日付け自動車交通局長通達)		
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車</p> <p>基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。</p> <p>(1) 長大又は超重量で分割不可能な単体物品(以下、単に「物品」という。)を輸送することができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。)</p>		

【検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>構造改革特別区域内において保安基準に規定する車両総重量の制限を超えた重量物を輸送するために被けん引自動車を使用する者は、特殊車両通行許可を受けている場合に限り、従来の保安基準緩和申請の手続きを当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に申請し、車両総重量にかかる保安基準の規定の緩和を受けることができる。</p>	<p>通達「基準緩和自動車の認定要領について」のどの部分の特例なのか、明らかになるよう記述を再検討されたい。</p>	<p>構造改革特区推進室との議論の結果、次のとおり修正する。 「従前、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に車両総重量にかかる保安基準の規定の緩和を受けることができたが、構造改革特別区域内においてはこれに限らず、重量物輸送支援事業により特殊車両通行許可を受けることができることを道路管理者が確認した車両は、車両総重量にかかる保安基準の規定の緩和を受けることができることとする。」</p>
<p>実施主体</p>	<p>重量物を輸送するための被けん引車の使用者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>			

<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>構造改革特別区域において貨物を輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）で緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）の規定に限られるものにあつては、従来の保安基準緩和の審査（構造若しくはその使用の様相が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障が無いこと、申請に示された使用の様相以外の様相により使用されるおそれが無いこと、付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれが無いこと、当該特区内における物品の輸送依頼があること、搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路を特定していること、申請者の保有する自動車の運行管理体制が確立されていること）の他に、特殊車両通行許可を受けていることの措置が確実に講じられていることを各地方運輸局長が確認したものに限る。</p>	<p>・これは国土交通大臣が行う同意の要件か。であれば、何故、地方運輸局長が確認されるのか。そもそもこの要件は必要なのか。</p>	<p>道路運送車両の保安基準は、自動車の保安上又は環境保全上の技術基準であり、車両の運行に当たってはこの基準を満たさなければならない。しかし、当該車両の構造又は仕様の様相が特殊であるというやむを得ない事情がある場合には、地方運輸局長が保安上又は環境保全上支障がないことを確認した上で保安基準の緩和を実施している。本事業では既に実施している保安基準の緩和措置を拡大し、構造改革特別区域において、「長大又は長重量で分割不可能な単体物品」以外でも基準緩和措置を受けられるようにするものである。</p> <p>このため、構造改革特別区域計画を認定する時点では、基準緩和措置を受ける車両が確定していないこと等から、国土交通大臣による同意を行った後に、地方運輸局長によって安全上及び環境保全上の支障がないことを確認する必要がある。</p>
-----------------------------------	---	---	---

【検討要請への回答】

			<p>なお、重量物輸送支援事業により特殊車両通行許可を受けることができることを道路管理者が確認した車両は、これまでの基準緩和措置と同様の手続きが必要である。</p> <p>また、構造改革特区推進室との議論の結果、今回新たに発生した事項を除き記載しないこととなったため、次のとおり修正する。 「特になし」</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>構造改革特別区域内において基準緩和自動車の認定を受けようとする者は、当該基準緩和自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に申請するものとする。</p>	<p>・上記を踏まえ再検討されたい。</p>	<p>構造改革特区推進室との議論の結果、今回新たに発生した事項を除き記載しないこととなったため、次のとおり修正する。 「特になし」</p>

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1206
構造改革特区において実施可能な特例措置	NPOによるボランティア輸送において、有償運送を可能化
特例措置を講じるに当たっての条件	全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。 旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、タクシー等を補完する形でNPOが福祉目的に限定した輸送を行うものであること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案（全体検討中）	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	NPOによるボランティア輸送についての有償運送可能化事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送法第4条及び第80条第1項		

【検討要請への回答】

<p>特例を講ずべき法令等の現行規定</p>	<p>一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。</p>		
<p>特例措置の内容</p>	<p>以下の要件を満たす場合に、全国実施に3ヶ月程度先行して、高齢者、身体障害者等移動制約者に係るNPOによる有償運送を可能とする。 ・旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、タクシー等を補完する形でNPOが福祉目的に限定した輸送を行うものであること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。 それぞれの具体的な要件については検討中。</p>	<p>・検討中である具体的な要件について明らかにされたい。</p>	<p>当該要件については、「スペシャル・トランスポート・サービス（STS）実証実験」の結果を踏まえて定めることとしており、現在鋭意検討中である。</p>
<p>実施主体</p>	<p>NPO</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>高齢者、障害者等の輸送について、タクシー等を補完する形での輸送が必要であると認められる地域</p>		

【検討要請への回答】

<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。          旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、タクシー等を補完する形でNPOが福祉目的に限定した輸送を行うものであること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。          それぞれの具体的な要件については検討中。</p>	<p>・特例措置の内容に明記されており不必要である。</p>	<p>特例措置の内容と同じ表現になっていることが理由でこの部分の記述が不要ということであれば、「上記特例措置の内容に記述されている要件を満たすこと」のように修文する。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。</p>	<p>・同上</p>	<p>特例措置の内容と同じ表現になっていることが理由でこの部分の記述が不要ということであれば、「上記特例措置の内容に記述されている要件を満たすこと」のように修文する。</p>

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1207
構造改革特区において実施可能な特例措置	交通機関空白の過疎地において、生活交通確保のための有償運送を可能化
特例措置を講じるに当たっての条件	全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。 先行実施に際しては、旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、客観的にみて公共交通機関の利用が困難である地域であること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送法第4条及び第80条第1項		

【検討要請への回答】

<p>特例を講ずべき法令等の現行規定</p>	<p>一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。</p>		
<p>特例措置の内容</p>	<p>以下の要件を満たす場合に、全国実施に3ヶ月程度先行して、交通機関空白の地方公共団体における住民輸送について、地方公共団体等による有償運送を可能とする。 ・旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、客観的にみて公共交通機関の利用が困難である地域であること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。 また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。 それぞれの具体的な要件については検討中。</p>	<p>・検討中である具体的な要件について明らかにされたい。</p>	<p>当該要件については、「交通機関空白の過疎地における住民輸送実証実験」の結果を踏まえて定めることとしており、現在鋭意検討中である。</p>
<p>実施主体</p>	<p>地方公共団体等</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>客観的にみて公共交通機関の利用が困難である地域</p>		

【検討要請への回答】

<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。          旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、客観的にみて公共交通機関の利用が困難である地域であること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。          それぞれの具体的な要件については検討中。</p>	<p>・特例措置の内容に明記されており不必要である。</p>	<p>特例措置の内容と同じ表現になっていることが理由でこの部分の記述が不要ということであれば、「上記特例措置の内容に記述されている要件を満たすこと」のように修文する。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。</p>	<p>・同上</p>	<p>特例措置の内容と同じ表現になっていることが理由でこの部分の記述が不要ということであれば、「上記特例措置の内容に記述されている要件を満たすこと」のように修文する。</p>